5　軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止することとした。（附則第五三条関係）

6　自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車の所有者等が当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

7　固定資産税及び都市計画税

(一)　価格の決定等の課税事務等について、災害その他特別の事情がある場合においては、市町村長等は当該事務について期日以後に行うことができることとした。（第三八九条、第四一〇条、第四一五条、第四一八条及び第七四三条関係）

(二)　東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失し、若しくは損壊した区域又は浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域が所在する市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第三四二条又は第七〇二条第一項の規定にかかわらず、平成二三年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条関係）

(三)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成二四年度から平成三三年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第五六条関係）

(四)　平成二三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者等（以下「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二四年度から平成三三年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、平成二四年度から平成三三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二四年度から平成三三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第五六条関係）

(五)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた共用土地であった土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によって按分した額について納付する義務を負うこととした。（附則第五六条関係）

(六)　仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成二三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二四年度から平成三三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第五六条関係）

(七)　被災住宅用地の所有者等が、平成三三年三月三一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第五六条関係）

(八)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成三三年三月三一日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の四年度分二分の一、その後の二年度分三分の一を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第五六条関係）

(九)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に平成二八年三月三一日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を四年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとした。（附則第五六条関係）

8　軽自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災軽自動車等の所有者等が当該被災軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合において、当該軽自動車等に係る平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（政令第一一二号）

（財務省）

一　所得税関係

1　雑損控除の特例について、適用対象となる親族の範囲及び雑損失の範囲等を定めることとした。（第二条、第三条関係）

2　雑損失の繰越控除の特例について、特定雑損失金額とその他の雑損失金額がある場合の雑損失の繰越控除の計算の細目等について定めることとした。（第四条関係）

3　被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例について、対象となる損失の金額に含まれるやむを得ない支出の範囲及び固定資産に準ずる資産の範囲等を定めることとした。（第五条～第七条関係）

4　純損失の繰戻しによる還付の請求について、被災純損失金額とその他の純損失金額とがある場合の還付金額の計算の基礎となる金額の計算の細目等について定めることとした。（第八条関係）

5　純損失の繰越控除の特例について、対象となる純損失の金額の計算の細目、特例対象純損失金額とその他の純損失の金額とがある場合の繰越控除額の計算の細目等を定めることとした。（第九条関係）

6　震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除について、震災関連寄附金の寄附先となる地方公共団体に係る著しい被害の細目等を定めることとした。（第一〇条関係）

7　平成二二年分の所得税について雑損控除の特例の適用があった場合における平成二三年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。（第一二条関係）

8　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例について、当該特例に係る住宅借入金等の残高証明書の細目等を定めることとした。（第一五条関係）